

鳥取県飼養衛生管理指導等計画 新旧対照表

新計画		現計画	
はじめに 本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日農林水産大臣公表。以下「指針」という。）を踏まえ、本県の各農場が家畜飼養衛生管理基準を遵守し、家畜衛生上の課題を解決するため、家伝法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。		はじめに 本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日農林水産大臣公表。以下「指針」という。）を踏まえ、本県の各農場が家畜飼養衛生管理基準を遵守し、家畜衛生上の課題を解決するため、家伝法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。	
第一章～第二章（略）		第一章～第二章（略）	
第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項 I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針		第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項 I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針	
家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項 []は各基準における項目番号	指導等を実施する目安 の地域、時期等	実施の方法
牛、めん羊及び山羊	[4]記録の作成及び保管 [5]大規模所有者が講ずる措置 [10]埋却等の準備 [15]衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 [16]衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 [18]他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置 [19]海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置 [37]特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	県内全域 通年	県は、毎年、第一章のⅢの2により、飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコスト低減に配慮して行うよう努め、必要に応じて他農場の参考事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。また、部会、総会、研修会等の機会を利用した説明や広報等の発行・配布を行う。
豚及びいのしし	[4]記録の作成及び保管	県内全域、	県は、毎年、第一章のⅢの2により、飼養衛生
家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項 []は各基準における項目番号	指導等を実施する目安 の地域、時期等	実施の方法
牛、めん羊及び山羊	[1]家畜の所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [4]記録の作成及び保管 [8]衛生管理区域の適切な設定 [10]埋却等の準備 [17]衛生管理区域の出入口における車両の消毒 [37]特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域、 4月～3月	部会、総会、研修会等による説明と家畜保健衛生所職員巡回および家畜保健衛生所広報の発行、配付による指導を行う。 ・飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する研修会を年1回以上開催する。手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても記載する。また、早期通報のための特定症状のマニュアルへの記載と従業員へ周知する。 ・衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。
豚及びいのしし	[1]家畜の所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニユア	県内全域、 4月～3月	研修会等による説明と家畜保健衛生所職員巡回及び家畜保健衛生所広報の発行、配布による指導を行う。

しし	<p>[5]大規模所有者が講ずる措置</p> <p>[10]埋却等に備えた措置</p> <p>[23]衛生管理区域への野生動物の侵入防止</p> <p>[25]畜舎に立ち入る者の手指消毒等</p> <p>[26]畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>[28]畜舎外での病原体による汚染防止</p> <p>[30]給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p> <p>[33]畜舎等施設の清掃及び消毒</p> <p>[39]特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止</p>	<p>通年</p> <p>県内全域 5月、8月、11月、2月</p>	<p>管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコスト低減に配慮して行うよう努め、必要に応じて他農場の参考事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。また、家畜保健衛生所広報等の発行・配布を行うとともに、他県や世界での疾病発生について随時情報提供を行う。</p> <p>飼養衛生管理者自らが遵守状況の点検を実施し、管轄家畜保健衛生所に報告する。</p>	<p>ルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <p>[4]記録の作成及び保管</p> <p>[8]衛生管理区域の適切な設定</p> <p>[10]埋却等の準備</p> <p>[21]加熱処理済みの飼料の利用</p> <p>[23]衛生管理区域への野生動物の侵入防止</p> <p>[25][26]畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒</p> <p>[28]畜舎外での病原体による汚染防止</p> <p>[29]野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>[32]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>[39]特定症状が確認された場合の早期通報</p>	<p>・飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する研修会を年1回以上開催する。手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても記載する。また、早期通報のための特定症状のマニュアルへの記載と従業員へ周知する。</p> <p>・衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。また衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置その他必要な措置を講じ、定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。</p> <p>・畜舎外での病原体による汚染防止のため、畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導等を行う。</p> <p>・畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。</p> <p>・埋却地等の確保が困難な場合においては、知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。</p>
鶏、あひる、うずら、だちょう	<p>[4]記録の作成及び保管</p> <p>[5]大規模所有者が講ずる措置</p> <p>[8]埋却等に備えた措置</p> <p>[20]家きん舎に立ち入る者の手指消毒等</p> <p>[21]家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用</p> <p>[24]野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>[25]給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p> <p>[26]ねずみ及び害虫の駆除</p> <p>[27]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>[34]特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止</p>	<p>県内全域、通年</p> <p>県内全域 10月～3月</p>	<p>県は、毎年、第一章のⅢの2により、飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコスト低減に配慮して行うよう努め、必要に応じて他農場の参考事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。また、家畜保健衛生所広報等の発行・配布を行うとともに、他県や世界での疾病発生について随時情報提供を行う。</p> <p>飼養衛生管理者自らが遵守状況の点検を実施し、管轄家畜保健衛生所に報告する。</p>	<p>鶏、あひる、うずら、だちょう</p> <p>[1]家きんの所有者の責務の徹底</p> <p>[3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <p>[4]記録の作成及び保管</p> <p>[7]衛生管理区域の適切な設定</p> <p>[8]埋却等の準備</p> <p>[14]衛生管理区域専用の</p>	<p>県内全域、4月～3月</p> <p>研修会等による説明と家畜保健衛生所職員巡回及び家畜保健衛生所広報の発行、配布による指導を行う。</p> <p>・飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する研修会を年1回以上開催する。手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても記載する。また、早期通報のための特定症状のマニュアルへの記</p>
馬	<p>[3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者</p>	<p>県内全域、通年</p>	<p>県は、毎年、第一章のⅢの2により、飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当た</p>	<p>[8]埋却等の準備</p> <p>[14]衛生管理区域専用の</p>	<p>・飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とする</p>

<p>等への周知徹底 [4]記録の作成及び保管 [15]厩舎に立ち入る者の手指消毒等 [21]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p>		<p>っては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう努め、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。</p>
---	--	---

	<p>衣服及び靴の設置並びに使用 [24]鶏舎等への野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 [27]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 [34]特定症状が確認された場合の早期通報</p>		<p>載と従業員へ周知する。 ・衛生管理区域の設定に当たり、家きんの飼養区域、家きんの飼養に係る物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。また、家きん舎の敷に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。 ・家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる2cm以下の網目の防鳥ネット等を設置し、破損がある場合は遅延なく修繕するよう指導する。また、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口からの野生動物侵入防止対策と点検を実施する。 ・手順に沿った入退場、手指消毒実施の確認のための記録の作成を行う。 ・埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家きんの所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。</p>
馬	<p>[1]家畜の所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [4]記録の作成及び保管 [6]衛生管理区域の適切な設定 [17]器具の定期的な清掃又は消毒等</p>	県内全域、4月～3月	家畜保健衛生所職員巡回及び家畜保健衛生所広報の発行、配布による指導を行う。

2 各年度の優先事項等
指針第一章Vの(2)に規定する優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項(優先事項)及びその理由は以下のとおりとする。
ア 優先すべき家畜の種類 : 豚、いのしし及び鶏
イ 優先すべき地域 : 県下全域

2 各年度の優先事項等
指針第一章Vの(2)に規定する優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項(優先事項)及びその理由は以下のとおりとする。
ア 優先すべき家畜の種類 : 豚、いのしし及び鶏
イ 優先すべき地域 : 県下全域

ウ 優先理由

豚及びいのししについては、県内でも豚熱に感染した野生いのししが確認されており、農場への侵入の危険性が非常に高いため。また、韓国等東アジアでも発生が認められているアフリカ豚熱については、県内国際空港への発着もあり、県内へ侵入する恐れが高いため。鶏については、鳥インフルエンザウイルスの感染源である渡り鳥の飛来地（湖沼、ため池）等が県内にあり、鶏への感染の恐れが高いため。

ウ 優先すべき飼養衛生管理基準の事項

指針第二章Ⅰの項目とする。各年度の優先項目は第三章Ⅰの2のとおりとする。

エ 優先理由

豚及びいのししについては、県内でも豚熱に感染した野生いのししが確認されており、農場への侵入の危険性が非常に高いため。鶏については、鳥インフルエンザウイルスの感染源である渡り鳥の飛来地（湖沼、ため池）等が県内にあり、鶏への感染の恐れが高いため。

(1) 令和6～8年度 共通優先事項

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 []は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[4]記録の作成及び保管 [5]大規模所有者が講ずる措置 [10]埋却等の準備 [37]特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	県下全域	・飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため ・家畜伝染病発生予防及び発生時の迅速対応のため	通年
豚及びいのしし	[4]記録の作成及び保管 [5]大規模所有者が講ずる措置 [10]埋却等に備えた措置 [23]衛生管理区域への野生動物の侵入防止 [25]畜舎に立ち入る者の手指消毒等 [26]畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用 [28]畜舎外での病原体による汚染防止 [39]特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	県下全域	・飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため ・家畜伝染病発生予防及び発生時の迅速対応のため	通年
鶏、あひる、うずら、だちょう	[4]記録の作成及び保管 [5]大規模所有者が講ずる措置 [8]埋却等に備えた措置 [20]家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 [21]家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用 [24]野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 [26]ねずみ及び害虫の駆除	県下全域	・飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため ・家畜伝染病発生予防及び発生時の迅速対応のため	通年

	[34] 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			
馬	[3] 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [4] 記録の作成及び保管	県下全域	飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため	通年

(2) 令和6年度 優先事項等 (共通事項以外)

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 []は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[16] 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 [19] 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	県下全域	飼養衛生管理区域への病原体持込防止	4-1月
豚及びいのしし	[30] 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	県下全域	畜舎内への病原体持込防止、豚熱野外株やアフリカ豚熱の侵入防止	通年
鶏、あひる、うずら、だちょう	[25] 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	県下全域	家さん舎内への病原体持込防止	通年
馬	[15] 厩舎に立ち入る者の手指消毒等	県下全域	厩舎内への病原体持込防止	6月

(1) 令和3年度 優先事項等 (各家畜マニュアル作成、豚鶏の病原体・伝染性疾病侵入防止対策を優先)

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 []は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[1] 家畜の所有者の責務の徹底 [3] 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県下全域	[1] 家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し飼養衛生管理基準全般への取組みを推進。 [3] 令和4年2月に施行されるため。	4～1月
豚及びいのしし	[1] 家畜の所有者の責務の徹底 [3] 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [23] 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 [25] [26] 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 [28] 畜舎外での病原体による汚染防止 [29] 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	県下全域	[1] 家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し飼養衛生管理基準全般への取組みを推進。 [3] 令和3年4月に施行されたため。 [23] [25] [26] [28] [29] 野生いのしし感染拡大対策。	4～3月
鶏、あひる、うずら、だちょう	[1] 家さんの所有者の責務の徹底 [3] 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [14] 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 [24] 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 [27] 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 [34] 特定症状が確認された場合の早期通報	県下全域	[1] 家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し飼養衛生管理基準全般への取組みを推進。 [3] 令和4年2月に施行されるため。 [14] [24] [27] [34] 国内流行を踏まえた重点対策。	9～10月
馬	[1] 家畜の所有者の責務の徹底 [3] 飼養衛生管理マニュアルの作成	県下全域	[1] 家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し、	6月

	成及び従事者等への周知徹底		飼養衛生管理基準全般への取組みを推進。 [3]令和4年2月に施行されるため。	
--	---------------	--	---	--

(3) 令和7年度 優先事項等（共通事項以外）

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 []は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[16]衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 [19]海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	県下全域	飼養衛生管理区域への病原体持込防止	4-1月
豚及びいのしし	[30]給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	県下全域	飼養衛生管理区域及び畜舎内への病原体持込防止	通年
鶏、あひる、うずら、だちょう	[25]給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	県下全域	飼養衛生管理区域及び畜舎内への病原体持込防止	8-9月
馬	[15]厩舎に立ち入る者の手指消毒等	県下全域	厩舎内衛生環境整備	6月

(2) 令和4年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 []は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[10]埋却等の準備 [17]衛生管理区域の出入口における車両の消毒 [37]特定症状が確認された場合の早期通報	県下全域	[17]侵入防止対策 [10][37]発生に備えた準備措置。	4～3月
豚及びいのしし	[10]埋却等の準備 [32]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 [39]特定症状が確認された場合の早期通報	県下全域	発生に備えた防疫体制を強化。	4～3月
鶏、あひる、うずら、だちょう	[27]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 [34]特定症状が確認された場合の早期通報	県下全域	流行シーズン前の鶏舎環境と発生時の対応確認のため。	8～10月
馬	[17]器具の定期的な清掃又は消毒等	県下全域	畜舎内衛生環境整備のため	6月

(4) 令和8年度 優先事項等（共通事項以外）

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 []は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[15]衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 [18]他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	県下全域	飼養衛生管理区域への病原体持込防止	4-1月
豚及びいのしし	[33]畜舎等施設の清掃及び消毒	県下全域	豚熱野外株やアフリカ豚熱の侵入防止	4-11月
鶏、あひる、うずら、だちょう	[27]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	県下全域	家畜伝染病発生予防	8-9月
馬	[21]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	県下全域	発生に備えた防疫体制整備	6月

(3) 令和5年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 []は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[4]記録の作成及び保管 [8]衛生管理区域の適切な設定	県下全域	発生に備えた防疫体制整備。	4～3月
豚及びいのしし	[4]記録の作成及び保管 [8]衛生管理区域の適切な設定	県下全域	[4]国内流行に対する発生に備えた防疫準備。 [8]国内流行に対する病原体侵入リスク低減。	4～3月
鶏、あひる、うずら、だちょう	[4]記録の作成及び保管 [7]衛生管理区域の適切な設定	県下全域	流行シーズン前の鶏舎環境と発生時の対応確認のため。	8～10月
馬	[4]記録の作成及び保管 [6]衛生管理区域の適切な設定	県下全域	発生に備えた防疫体制整備。	6月

Ⅱ I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項 (略)	Ⅱ I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項 (略)
第四章～第六章 (略)	第四章～第六章 (略)
(別添) (略)	(別添) (略)